

東京医療保健大学大学院看護学研究科履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大学院学則に定めるほか、東京医療保健大学大学院看護学研究科における履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目)

第2条 看護学研究科の授業科目は、大学院学則第18条に定めるとおりとする。

2 修了要件上、授業科目は次のとおり区分する。

- (1) 必修科目………必ず履修しなければならない科目。
- (2) 選択科目………自由に選択できる科目。

(授業期間・授業時間)

第3条 授業期間は、前期・後期のセメスター制とする。

2 授業科目によっては、夏季及び春季休業日に集中して実施する場合がある。

3 授業時間は原則として90分間の授業時間をもって1時限とする。ただし、高度実践看護コースの授業のうち、特定行為研修に係る科目については、60分間×2の授業時間をもって1時限とするものが含まれる。いずれの場合も単位上の計算は2時間の学習を行ったものとする。

4 授業時間は、原則として1日7時限とし、次のとおりとする。

(1) 修士課程高度実践看護コース

1時限目 8:30~10:30

2時限目 10:40~12:40

3時限目 13:00~15:00

4時限目 15:10~17:10

5時限目 18:00~19:30] 5時限目は主として
他コースとの共通科目を開講

(2) 修士課程高度実践助産コース、修士課程高度実践公衆衛生看護コース、
修士課程看護科学コース、博士課程

1時限目 9:00~10:30

2時限目 10:40~12:10

3時限目 13:00~14:30

4時限目 14:40~16:10

5時限目 16:20~17:50

6時限目 18:00~19:30] 6・7時限目を夜間とする

7時限目 19:40~21:10] 6・7時限目を夜間とする

5 修士課程各コース及び博士課程の授業時間は、原則として以下のとおりとする。
修士課程高度実践看護コース：1~5時限目及び必要に応じて土曜日

修士課程高度実践助産コース：助産師プログラム

…1～5 時限目及び必要に応じて夜間・土曜日

助産師免許取得プログラム

…1～5 時限目及び必要に応じて夜間・土曜日

修士課程高度実践公衆衛生看護コース：1～5 時限目及び必要に応じて夜間・土曜日

修士課程看護科学コース : 1～5 時限目及び必要に応じて夜間・土曜日

博士課程 : 1～5 時限目及び必要に応じて夜間・土曜日

6 学外における実習については、別に定める。

(単位の認定・学修の評価)

第 4 条 単位認定に係る学修評価は、試験によって行うものとする。

- 2 単位認定に係る試験の評価は、S (100 点～90 点)、A (89 点～80 点)、B (79 点～70 点)、C (69 点～60 点)、D (59 点以下) とし、C 以上を合格とし単位を認定するものとする。
- 3 再試験において単位を認定する場合の評価・評点は C (60 点) とする。
- 4 単位を認定されなかった科目は、再履修することができる。
- 5 修士課程の学位論文審査又は特定の課題(課題研究)についての研究成果の審査の成績は、合格 (S～C)・不合格 (D) とし、不合格の場合は修士課程を修了できない。
- 6 博士課程の学位論文審査及び最終試験の成績は、合格 (S～C)・不合格 (D) とし、不合格の場合は博士課程を修了できない。

(試験)

第 5 条 試験は期間を定めて行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては随時試験を行うことができる。
- 3 試験は、筆記、口述、レポート提出、実技等の方法により行う。
- 4 次のいずれかに該当する者は、原則として試験を受けることができない。
 - (1) 履修登録をしていない者。
 - (2) 講義・演習科目について欠席時間数が授業時間数の 3 分の 1 を超えた者。
 - (3) 実習科目について 1 時間以上欠席した者。
- 5 前項第 2 号及び第 3 号の規定にかかわらず、当該科目の担当教員が欠席の事情をやむを得ないと認めた場合は試験を受験することができる。

(追試験、再試験)

第 6 条 疾病その他、やむを得ない理由に寄り試験を受験できなかった場合は、申し出により追試験を受験することができる。

- 2 試験の不合格者に対して、再試験を実施することができる。
- 3 その他追試験、再試験に関し、必要な事項は、別に定める。

(再履修)

第 7 条 単位を認定されなかった科目は、次年度以降に再履修することができる。

2 その他再履修に関し、必要な事項は、別に定める。

(履修登録)

第8条 履修しようとする授業科目については、各セメスター始めの指定された期日までに履修登録をしなければならない。

(休講)

第9条 休講とは、学校行事、地震・風水害、交通機関の運転中止及び授業担当教員の事由により授業を行わなかった場合を指す。

2 休講があった場合は、原則として補講を行う。

(欠席)

第10条 疾病等により、欠席が1週間以上にわたる場合は、所定の欠席届に医師の診断書を添え、東が丘事務部に提出しなければならない。

2 次の各号の事由により欠席した場合は、所定の欠席届及び事由を証明する書類等を提出することにより欠席回数には算入しないものとする。なお、事由別の欠席回数に算入されない日数は別に定める。

(1) 親族等の死亡による忌引き。

※ 1 親等及び配偶者…7日、2 親等…3日、3 親等…1日

(2) 災害又は交通機関の運転中止による通学不能の場合。

(3) 学校保健安全法施行規則に定める感染症に罹患した場合。

(4) その他、本学が必要と認めた場合。

(不正行為)

第11条 試験等において不正行為を行った者は、大学院学則第35条の規定による懲戒の手続きをとるものとする。

附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2. 東が丘看護学部は、学部名の変更に伴い東が丘・立川看護学部となった。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。